

障がい者雇用促進 フォーラムみえ

オンライン(Zoom)参加可

対象者

- ☑障がい者雇用に取り組みたい企業
- ☑障がい者雇用を拡大したい企業
- ☑障がい者就労支援サービス事業所
- ☑障がい者雇用に関心のある方

参加
無料

日時

令和6年2月9日(金) 13:30~15:30(受付13:00)

場所

三重県総合文化センターフレンテみえ 多目的ホール
(津市一身田上津部田1234番地)

参加 方法

会場またはオンライン
【申込期限2月1日(木)】



申込はコチラ

このセミナーのねらい

- ◎障がい者雇用に取り組むため、県内状況や障がい者雇用制度の概要を理解する。
- ◎納付金や助成金など、障がい者雇用の支援制度が活用できる。
- ◎障がい者雇用の事例を参考に、障がい者雇用に取り組む。

第1部 障がい者雇用制度の概要と納付金・助成金

- 13:30 主催者挨拶
- 13:35 障がい者雇用の県内状況と改正障害者雇用促進法(三重労働局)
- 14:05 障害者雇用納付金と助成金((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部)

第2部 多様で柔軟な障がい者雇用の事例

- 14:35 県内の短時間雇用企業の開拓状況(株式会社アルファプランニング)
- 14:55 テレワークによる障がい者雇用(特定非営利活動法人 a trio)
- 15:15 県からのお知らせ
- 15:25 閉会

- 共催 三重県、三重労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部
- お問い合わせ 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 電話 059-224-2510

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について



POINT1 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

POINT2 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

POINT3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

POINT4 障害者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)します。(令和6年4月以降)



障害者雇用納付金制度と助成金

障害者雇用納付金制度は、障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

常用労働者の総数が100人を超える事業主において障害者法定雇用率未達成の事業主に納付金を収めていただき、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金、特例給付金及び各種助成金を支給しています。

お申込みからの流れ

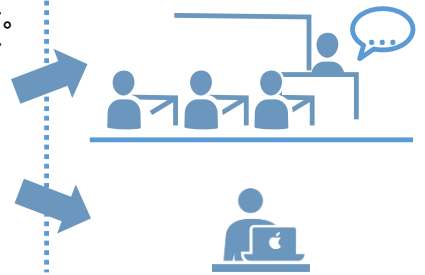
オンライン参加される方で、インターネットの接続環境が不安な方は、令和6年2月2日(金)に接続テストを行います。時間は受付メールでお知らせします。

①お手持ちのパソコンやスマートフォンから、URLや二次元バーコードを利用して項目を入力、または下記の事項を記入してFaxしてください。

<https://logoform.jp/form/8vMX/322467>



②受付メールが三重県から届きます。オンライン参加のZoomウェビナーアドレスが記載されています。



申込受付

FAX 059-224-3024

三重県 雇用経済部
障がい者雇用・就労促進課障がい者雇用班 あて

会社(団体)名	
お名前	
参加方法	<input type="checkbox"/> 会場 ・ <input type="checkbox"/> オンライン (いずれかに☑)
手話通訳・要約筆記希望 (2月1日まで受付)	<input type="checkbox"/> 手話通訳を希望 <input type="checkbox"/> 要約筆記を希望
電話番号	
メールアドレス	